

◎新潟県訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年1月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）	
砂防課		砂防課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第7条</u> の規定により、土砂災害警戒区域の指定又は解除をすること。	(略)	(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） <u>第6条</u> の規定により、土砂災害警戒区域の指定又は解除をすること。	(略)
(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <u>第9条</u> の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定又は解除をすること。		(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <u>第8条</u> の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定又は解除をすること。	
(略)		(略)	
(略)		(略)	